

小 牧 市 分 別 収 集 計 画(案)

(2026. 4～2031. 3)

小 牧 市

小牧市分別収集計画

1 計画策定の意義

わが国では、大量生産、大量消費に支えられ、大きな経済成長を遂げた。一方で安価な製品が大量に流通し、大量の廃棄物が発生し、自然環境へ多大な負荷を与え、環境破壊、天然資源の枯渇等の環境問題が社会問題となった。近年は、循環型社会形成推進に関する各種制度の下、行政・経済界・国民等の主体的協力を得て、適正処理・3Rの推進の実績を積み上げてきた。一方、資源の有限性の下で、3Rの取組を加速させ、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」に移行することは世界共通の課題となっている。

本市においては、「循環経済」への移行をはじめ、尾張地域で初のSDGs未来都市として、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指したまちづくりを進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源循環型社会形成を目的に、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

本計画の推進に併せ、本市では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、同法第2条に規定する使用済プラスチック使用製品（ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。）（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進することにより、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの減量化及び再資源化を推進するとともに、資源循環型社会形成の推進が図られるものとする。

2 基本方針

本計画は、以下の基本方針に従い実施するものとする。

1) 市民・事業者・市の協働による5Rの推進

市民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、三者の協働により5Rに取り組み、ごみの減量化と再資源化を推進する。

2) 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集の推進

市民、事業者に資源循環の意識を促し分別の徹底を図るとともに、効率的な収集方法や収集体制などの見直しを行うことにより、資源循環型社会に対応した効率的な分別収集を推進する。

3) 環境に配慮したごみ処理システムの推進

発生したごみを可能な限り再資源化するとともに、エネルギー活用も図れるよう、環境に配慮したごみ処理システムを推進する。

3 計画期間

令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
 (法第8条第2項第1号) (単位 t/年)

| 区分 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 4,413 | 4,406 | 4,398 | 4,388 | 4,378 |
| 製品プラスチック | 148 | 148 | 149 | 149 | 149 |

【内 訳】

| 区分 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スチール製容器 | 63 | 63 | 63 | 62 | 62 |
| アルミ製容器 | 127 | 126 | 125 | 125 | 124 |
| 無色のガラス製容器 | 253 | 252 | 251 | 249 | 248 |
| 茶色のガラス製容器 | 222 | 221 | 219 | 218 | 217 |
| その他のガラス製容器 | 127 | 126 | 125 | 125 | 124 |
| 飲料用紙製容器 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 段ボール製容器 | 507 | 504 | 502 | 499 | 496 |
| その他の紙製容器包装 | 728 | 725 | 721 | 717 | 713 |
| ペットボトル | 412 | 410 | 408 | 405 | 403 |
| プラスチック製容器包装 | 1,965 | 1,970 | 1,975 | 1,979 | 1,982 |
| 製品プラスチック | 148 | 148 | 149 | 149 | 149 |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・市民・事業者への広報・啓発活動

ごみの減量化の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、意識の共有化が重要である。そのために、市民・事業者がごみの減量化について意識を高められるよう、よりわかりやすく啓発効果の高い情報提供を行うとともに、市としての説明責任を果たし、施策の透明性を高めていく。例としては、広報やパンフレット、ホームページ、スマートフォン向けのアプリケーション等を活用して情報提供を行う。また、出前講座や各施設の施設見学の実施等により、市民に対する啓発活動を行うほか、事業者に対してもパンフレットやホームページ等を活用した情報提供を行うとともに、直接事業所に訪問し、ごみ減量への協力を求める。このほかに、外国人に向けては、外国語（6か国語）に対応したスマートフォン向けのアプリケーションの活用を案内する。

・ごみの発生抑制・再資源化

市民には、ごみの排出者としてごみ出しルールを守るだけでなく、できるだけ家庭からのごみの排出を少なくする行動が求められることから、消費者として廃棄分の少ない商品の選択や日常生活でごみを出さないように心がけるなど、生活様式の見直しが必要となる。

具体的には、不要なものを購入しないことや不要品が発生した場合でも、再使用や修理することでごみにしない、ごみとして出す場合でも分別を徹底することにより、再資源化を促進していくことが重要である。そのために、市として本市が連携協定を締結するリユース事業者が提供するサービスについて周知を行い、その利用を促進するなど、啓発を図っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | | | | | | |
|---|------------|-----------|---|-----------|---|------------|------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 空き缶 | | | | | | |
| 主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table> | ┌ | 無色のガラス製容器 | ├ | 茶色のガラス製容器 | └ | その他のガラス製容器 | 空きびん |
| ┌ | 無色のガラス製容器 | | | | | | |
| ├ | 茶色のガラス製容器 | | | | | | |
| └ | その他のガラス製容器 | | | | | | |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 飲料用紙パック | | | | | | |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール | | | | | | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | 雑がみ | | | | | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも | ペットボトル | | | | | | |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの及びプラスチック資源循環促進法に基づき分別収集するもの | プラスチック類 | | | | | | |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主としてスチール製の容器 | 50 | 50 | 49 | 49 | 49 |
| 主としてアルミ製の容器 | 72 | 71 | 71 | 71 | 70 |
| 無色のガラス製容器 | (146) | (146) | (145) | (144) | (143) |
| 茶色のガラス製容器 | (131) | (131) | (130) | (129) | (129) |
| その他のガラス製容器 | (77) | (76) | (76) | (76) | (75) |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 主として段ボール製の容器 | 455 | 453 | 450 | 448 | 446 |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | — | — | — | — | — |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 391 | 389 | 387 | 385 | 383 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | (1,806) | (1,811) | (1,815) | (1,818) | (1,821) |
| 製品プラスチック(プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物) | (136) | (136) | (137) | (137) | (137) |

注1：括弧内の量は、指定法人による引取り予定量を示す。

注2：「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については「雑がみ」として禁忌品等も含めて収集しており、排出量が把握できないため、分別収集量には含めていない。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

現在実施している空き缶・空きびん・飲料用紙パック・段ボール・雑がみ・ペットボトル・プラスチック類の収集体制を継続し、市民・事業者・市の役割分担の下、それぞれが分別収集の主体となって取り組んでいく。

| 容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等段階 |
|---------------------|--|------------|---------|----------|
| 金属 | スチール製容器 | 空き缶 | 市(委託) | 市 |
| | アルミ製容器 | | | |
| ガラス | 無色のガラス製容器 | 空きびん | 市(委託) | 市 |
| | 茶色のガラス製容器 | | | |
| | その他のガラス製容器 | | | |
| 紙類 | 飲料用紙製容器 | 飲料用紙パック | 市(委託) | 市(委託) |
| | 段ボール製容器 | 段ボール | | |
| | その他の紙製容器包装 | 雑がみ | | |
| プラスチック | 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのももの | ペットボトル | 市(委託) | 市 |
| | その他のプラスチック製容器包装 | ※プラスチック類 | 市(委託) | 市(委託) |
| | 製品プラスチック(プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物) | ※プラスチック類 | 市(委託) | 市(委託) |

※プラスチック類は一括回収とする。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶、空きびん、ペットボトルについては、現在、当市のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管を行っているが、引き続き当該施設を活用していく。

| 分別収集する容器包装 廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|---|----------------|---------|---------------|--------------|
| スチール製容器 | 空き缶 | 袋 | 4 t パッカ 一車 | リサイク ルプラザ |
| アルミ製容器 | | | | |
| 無色のガラス製容器 | 空きびん | 袋 | 4 t ダンプ 車 | リサイク ルプラザ |
| 茶色のガラス製容器 | | | | |
| その他のガラス製容器 | | | | |
| 飲料用紙製容器 | 飲料用紙パ ック | 縛る | 4 t ダンプ 車 | 民間業者 |
| 段ボール製容器 | 段ボール | 縛る | 4 t パッカ 一車 | 民間業者 |
| その他の紙製容器包装 | 雑がみ | 紙袋 袋 | 4 t ダンプ 車 | 民間業者 |
| 主としてポリエチレン テレフタレート (P E T) 製の容器であって 飲料又はしょうゆその 他主務大臣が定める商 品を充てんするためのもの | ペットボト ル | 袋 | 4 t パッカ 一車 | リサイク ルプラザ |
| その他のプラスチック 製容器包装 | ※プラスチ ック類 | 袋 | 4 t パッカ 一車 | 民間業者 |
| 製品プラスチック (プ ラスチック資源循環促 進法に基づく分別収集 物) | ※プラスチ ック類 | 袋 | 4 t パッカ 一車 | 民間業者 |

※プラスチック類は一括回収とする。

1 1 その他の容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 全国統計によると、容器包装廃棄物の分別収集量は減少傾向にあるが、市として容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験者からなる小牧市廃棄物減量等推進審議会にて審議を行い、市民や事業者の意見、要望を踏まえ、三者が協力して分別収集の推進を図る。
- ・ 令和5年度に飲料メーカー3社、ペットボトルの再商品化事業者1社及び本市の5者で「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定」を締結し、翌年度よりペットボトルの水平リサイクル（B to B）を開始した。異なる用途にリサイクルされていたペットボトルを、再び新しいペットボトルに再生する水平リサイクルとすることで、資源循環型社会の形成及びCO₂排出量の削減を図る。
- ・ 令和6年度よりプラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を開始し、製品プラスチックも再商品化することで、CO₂の排出を抑制しカーボンニュートラルの推進を図る。
- ・ 市長が委嘱するこまき環境保全推進員は、地域に密着した活動を行っているため、こまき環境保全推進員制度等を活用しながら地域住民の協力を得て、分別収集の推進を図る。
- ・ 子ども会など市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付、優良団体の感謝状贈呈等を行い、団体を支援する。
- ・ 民間による紙製容器包装類等を対象とする古紙回収コンテナ設置の推進を図る。
- ・ 古紙・古布類の集団回収を、市、区長会、古紙組合の3者で契約締結した上で実施し、区に対して売却金を還元することで、分別収集の推進を図る。
- ・ 空き缶については、ごみ集積場からの持ち去りによる収集量の減少及びごみ集積場利用者とのトラブルが発生していることから、市職員による巡視及び警察との連携により、持ち去りによる収集量の減少を食い止めるとともに、ごみ集積場利用者の安全確保を図る。
- ・ 燃やすごみを「燃やすしかないごみ」に名称変更し、市民が自宅でごみ分別を行う際に、汚れた紙以外の紙類を「雑がみ」として排出することをはじめとした意識改革の向上を促し、雑がみをはじめとした資源の収集量の増加を図る。